

大船渡・末崎地区学校統合に係る具体的検討事項について

1. 推進協議会で協議すべき主要事項

- (1) 校名
- (2) 校歌
- (3) 校章
 - ・制定方法を含めて協議します。
- (4) その他統合に係る検討事項

2. 事務局（学校統合推進室）で所掌する事項

- (1) 遠距離通学支援について
 - ・市の提案をもとに各小・中学校 PTA・学校と協議し、その都度協議会に報告します。
- (2) 閉校式の開催
 - ・令和2年度末に、市主催で実施する両校の閉校式の内容について、協議会に報告しながら進めます。
- (3) 開校式の開催
 - ・令和3年度の入学式前に、市主催で実施する開校式の内容について、協議会に報告しながら進めます。

3. 学校で所掌する事項

- (1) 学校経営に係る事項
 - ・学校教育目標、修学旅行の日程、学校交流等学校経営に係る事項について、協議会開催時に随時報告していただきます。
- (2) 両校 PTA 組織の統合
 - ・両校 PTA で検討・実施し、協議会において報告します。
- (3) その他（追加事項）
 - ・制服、運動着、上靴、スクールザックの調整等

4. 地域で所掌する事項

- (1) 閉校記念行事の開催
 - ・地区の実行委員会等を中心に事業推進組織を設置して、検討・実施します。

上記2～4の事項は現在事務局側で想定したものであり、実施主体者は今後の協議によって決定されることとなります